

下記事『社労業務の係より』と関連しますが、1年変形労働（繁忙期に長い労働時間、閑散期に短い労働時間）を採用している事業所は、変形期間の設定について工夫が必要になります。



「1年半前に義理の祖父から土木会社を譲り受けたが、建設業の許可を再度取って公共工事の入札参加資格を取りたい。許可要件の2本柱 ①『経管者』は義母の役員経験で、②『専任技術者』は自分の資格でなんとかかなるだろうか…?」との電話が年末にA氏からありました。「お宅の事務所のHPを見たら実績件数が多かったのできっと相談にのって貰えるのでは…と思った」とも。さっそく来所して頂き、会社の決算

書や定款等をお預かりして許可申請の準備に掛かりましたが、税務申告書の株主名簿と会社定款の記載内容が合っていません。顧問先の税理士に確認したら「義祖父の前社長がA氏に代表権を譲ったあと死亡し、娘(A氏の義母)に持株を相続したものと理解した。まさか娘が相続放棄していたとは…」との話。A氏によく経緯をお聞きしたら、祖父が生前にA氏へ持株の全てを譲渡していた事が判明。改めて書類を整備する事で何とか申請の目処が立ちました◎(渡邊あ)

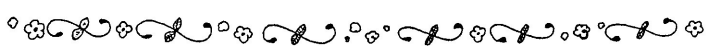
「?」定款と株主が違う! 許可申請時に整合  
税務書類で



「60才以上の労災が多発…背景には年金が少ない等の理由で高齢になっても仕事を続ける人が増加…解雇を恐れ泣き寝入りする人も」との記事(1/14付毎日)を読み『全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する』との全世代型社会保障制度の真実が見えてきた思いがします。60代後半は20代に比べ、女性は「転倒」が約16倍、男性は「墜落・転落」が約4倍に…ただ労災認定されるのは一部に過ぎず、非正規が大半で、体調が悪くても雇用を切られ

まいと我慢する人が…70・80代の親が40・50代の息子や娘を養うケースも…と報じられています。こうした中、自動車運転業務・建設業等の残業時間の上限を1日2時間程度(例外は1日4時間程度)とする労基法の改正が来年4月から施行されます。特に注意したいのは1年変形労働制を採用している所です。また今年4月からは月60時間超の残業割増賃金が中小企業も25%→50%になる点にもご注意ください。

高齢者の「急増」背景に「全世代型」社会保障が



当事務所では毎週金曜日の朝9～10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。  
※下記の番号は当事務所の発信専用電話ですが、災害時の緊急連絡先電話としてもご利用頂けます。  
① 070-5481-0659 ② 070-5481-0988 ③ 070-5080-7611